

花垣地区まちづくり計画

～ 花垣生き活きプラン ～

花垣地区住民自治協議会

花垣地区まちづくり計画
～ 花垣生き生きプラン ～

平成 18 年 3 月 15 日 花垣地区まちづくり計画 策定

平成 21 年 3 月 16 日 まちづくり計画変更（平成 21 年 4 月 1 日施行）

はじめに	P 1
. まちづくり計画策定の組織と役割	P 2
. 花垣地区の現状と課題	P 3
. 部会別計画		
1 . 産業振興部会	P 4
2 . 生活環境部会	P 6
3 . 教育文化部会	P 9
4 . 健康スポーツ部会	P 11
5 . 福祉厚生部会	P 13
6 . 人権啓発部会	P 15

参考資料

. 花垣地区住民自治協議会規約	P 17
. 花垣地区住民自治協議会組織図	P 21
. 花垣地区住民自治協議会役員・委員一覧	P 22

はじめに

伊賀市発足後の12月議会において「伊賀市自治基本条例」が制定され、その冊子が各戸配布されました。

この条例は、いわば伊賀市の憲法に相当するもので、「人が輝く、地域が輝く」自立したまちづくりのための基本方針や、それを実現するための自治の仕組みなどが示されています。

これまでは、行政（自治体）が主体となって地域の課題の解決に取り組んできましたが、これからは、住民自らが地域の課題や問題点解決に取り組み、行政がこれらの活動を支援していく。このように住民自身が主体となってまちづくりを進めていくように定められています。

この市民によるまちづくりの推進を掌る組織として、各地区に住民自治協議会の設立が求められ、花垣地区においても、平成17年4月12日「花垣地区住民自治協議会」が設立されました。

私たちの周辺には、防災、防犯、環境保全、人権啓発、少子高齢化対策の推進など様々な課題が山積されています。

これら地域の課題を解決して行くために、従来はその多くを行政に求めてきましたが、これからは自ら「地域まちづくり計画」を策定し、計画に基づいた事業を実施していくことが求められています。さらに、この「地域まちづくり計画」は、伊賀市の総合計画にも反映され、地域と行政が一体となってそれぞれの役割を担い、より良い「伊賀市」を目指していくこととなります。

こうしたまちづくり活動の基本となるべき「まちづくり計画」策定を目指して、アンケート調査を実施して地域住民の意見を反映させ、ここに「花垣地区まちづくり計画（花垣生き生きプラン）」を策定いたしました。これからは、この計画をもとに自然との共存共生、安心安全な暮らしのできるまちづくりを目指して、行政と協働して行くとともに、自らが主体となって、地域づくりに取り組んで行きたいと考えています。

地区のみなさまには、まちづくりへの関心をさらに高めるとともに、より一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月

花垣地区住民自治協議会
会長 泰羅 俊哉

住民自治協議会が発足して5年が経過し、様々な課題が見えてきた今年、より活動しやすい組織とすべきとの意見集約により部会の再編に取り組みました。設立当初8部会で出発しましたが検討協議した結果、6部会に変更しました。こうした部会の削減変更に伴って「まちづくり計画」も一部修正変更をいたしました。この計画をもとに、自らが主体となって安心安全な暮らしのできるまちづくり地域づくりに取り組んで行きたいと考えています。

平成22年4月

花垣地区住民自治協議会
会長 上田 泰邦

まちづくり計画策定の組織と役割

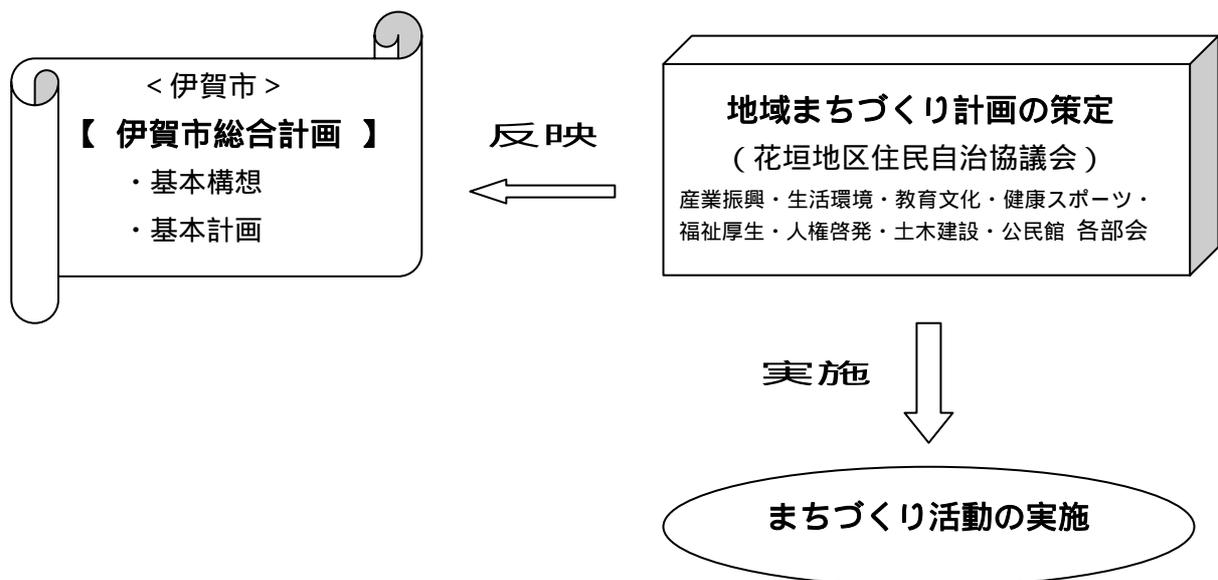
花垣地区まちづくり計画（花垣生き活きプラン）は、花垣地区民が主体となって問題解決に取り組み、地域の今後の在り方を積極的に考え、地域に住む全ての住民が活力あるまちづくりを推進し、豊かで住みよいまちづくりを目指して問題解決に取り組むものです。当協議会では、自治会、各種団体、各種委員等の代表者等（部会長・副部会長）で構成する運営委員会において、「産業振興」「生活環境」「教育文化」「健康スポーツ」「福祉厚生」「人権啓発」「土木建設」「公民館」それぞれの部会毎、分野毎の計画をチェックし、花垣の将来像を見据え、短期、中期、長期にわたって地域課題の解決を図るための基本的な計画『花垣地区まちづくり計画』を策定しました。

この計画には、住民がなすべき課題 行政と協働して解決すべき課題 行政に要望すべき課題 の3種類があります。これらは、地域が取り組む活動計画や内容等を定めたもので、当協議会による事業活動の基本となるものです。この計画に基づいて、事業を実施し新しい住民主体のまちづくりを推進していくものであります。また、伊賀市の総合計画のベースとなるものであり、伊賀市の行政施策に反映されていきます。

市政の基本事項についての最高規範とされている伊賀市自治基本条例においても「市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、地域まちづくり計画を尊重するものとする」と定められています。

“ひとが輝く 地域が輝く”

～ 住み良さが実感できる自立と共生のまち 花垣 ～



花垣地区の現状と課題

花垣地区は、伊賀市の西南部で四方を山に囲まれた丘陵地に位置し、予野地区を中心に白樫・治田・大滝・桂地区のそれぞれが放射線状に点在する地域である。地域の中心的な存在の予野地区には、公共施設（地区市民センター・小学校・駐在所・農村ふれあいセンター等）、JA伊賀北部農協等地区の中核を担う施設が整備されています。そうしたなかで、1地区（白樫区）は、行政区（花垣地区）と小学校区（花之木小学校区）とが別になっている変則な地区である。従来、地区での事業は基本的にはそれぞれの区によって実施されてきましたが、急速な社会の変化、産業の発展に伴い、1地区での対応に留まらず地域全体での対応が必要不可欠となってきているのが現状である（環境問題・交通渋滞緩和問題・校区再編問題等）。平成17年8月31日現在、面積19.6平方キロ、世帯数607、人口1,789人（男900、女889）内65歳以上559人。高齢化率31%。花垣小学校全児童数は45人と減少し、少子高齢化が加速しつつある地区である。

また、当地区は、稲作と青蓮寺用水事業に関連した畑作を主体とした農村地帯と、名阪国道沿線の工業団地等が混在しているが、全体的には素朴で保守的な色合いを濃く残した農村的性格を有する地域である。稲作は、小規模生産農家が大部分を占め、また、従事者の殆んどが60歳以上の高齢者である。そのため後継者問題が深刻化している。畑作は、ぶどうその他果実・野菜と多彩ではあるが、専業農家として経営できる農家は少なく、若者の殆んどは近隣の企業、行政機構のサラリーマンとして就労している。従って、児童数が極めて少なく小学校の統廃合の議論が具体的に進んでいる。また、昭和40年名阪国道開通を契機に土地開発および企業進出が急増。工場団地を主体に企業進出による就労先としての効果はあるが、一方、公害問題も深刻化している。

産廃関連企業を抱えた当地区は、無造作に開発された分譲団地の荒廃、不法投棄の増加等環境に係わる諸問題を抱えている現状である。大気、排水等にも充分注意し、今後とも行政・地元住民が一体となった環境対策を続けていく必要がある。また、これら企業の進出および名阪国道等道路が整備された反面、大型トラック等の増加に伴う交通障害、粉塵問題が生じ、これらにも注意を払う必要がある。休耕田の雑草・荒廃化防止に伴う将来計画を示すときでもある。環境問題の解決が花垣地区の発展につながるものであると思われる。

また、地区内には名張川（五月川）をはじめ大滝峡などの自然環境に恵まれ、県指定の天然記念物花垣八重桜、花垣神社、千賀地城跡、岡八幡宮、大川地藏、治田薬師寺の八幡大杉、白拍子の滝、乎美祢神社等々多くの史跡名勝を持つ地区でもある。このような自然環境を守り育てるとともに、地域にある文化財や風俗、祭りごとなど、歴史や文化の価値観を再発見し、後世に伝えていく必要がある。そして、生活環境、福祉厚生、健康づくりなど総合的な観点から「まちづくり」を地域住民自らによって創成していかなければならない。

花垣地区まちづくり計画

1. 産業振興部会

《テーマ：住民参加と自然とのふれあい》

自然環境に配慮し、安心安全、新鮮な農産物の生産を振興します。また、地産地消を推進します。耕作放棄地の利用等による住民参加の交流の場づくりで自然とのふれあいを大切にします。

方針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 地場産品づくり 2. イベント開催への参加 3. 朝市・青空市の開催 4. 地場産食材での料理教室 の開催	継続的な取り組み 6. 耕作放棄地の調査と再生 利用に向けた組織づくり 及び地域資源を活用した 地域振興	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進め たいこと)	5. 収穫祭(泥んこ芋ほり・ とれたて市)開催	継続的な取り組み	継続的な取り組み
行政主体(要望)			

まちづくり計画施策一覧表

産業振興部会

一連番号	事業名	事業内容
1	地場産品づくり	青蓮寺用水事業に関連した畑作でのぶどうその他の果実野菜等を地元特産品として生産する。
2	イベント開催への参加	農村ふれあいまつり、地区文化祭等地域で開催する事業への出品出展参加
3	朝市・青空市の開催	地元産品（果実・季節野菜等）の朝市・青空市開催
4	地場産食材での料理教室の開催	地元産品を生かした料理教室開催
5	収穫祭（泥んこ芋ほり・とれたて市）開催	J A , 行政との協働事業として開催
6	耕作放棄地の調査と再生利用に向けた組織づくり及び地域資源を活用した地域振興	地域での休耕田畑（耕作放棄地を含む）等を活用した地域振興及び里山の整備。イベントのための地場産品の掘り起こし

花垣地区まちづくり計画

2. 生活環境部会

《テーマ：自然との共存共生、安心安全な暮らしのできるまちづくり》

自然環境を保全し、ごみの排出抑制を行うとともに資源として再利用、再使用できる循環型社会の構築を目指します。また、地域の歴史や環境に配慮した景観の保全・継承を図ります。また、防災対策を強化するとともに、緊急時に対応した広域的な消防体制・救急救助体制の整備充実を図ります。また、犯罪や交通事故のない安全なまちを目指して、啓発活動や住民と行政が一体となった取り組みを進めます。

方針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 環境美化活動 2. ピオトープ調査研究 3. 地区内防犯パトロール 4. 登校交通指導 5. 交通安全活動 6. 救命講習会 7. 環境マップの作成	継続的な取り組み 17. 企業視察による改善策の提案 18. 青色回転灯による安全活動	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進めたいこと)	8. 集落排水事業の推進 9. 環境保全の啓発活動 10. 不法投棄防止パトロール 11. ピオトープづくり 12. ごみ減量リサイクル活動 13. 自主防災、危機管理の組織化 14. 防災訓練	継続的な取り組み 19. 水質浄化研究 20. 景観整備事業	継続的な取り組み
行政主体(要望)	15. 情報伝達網の確立 16. 幹線道路の安全確保	継続的な取り組み	継続的な取り組み

まちづくり計画施策一覧表

生活環境部会（NO.1）

一連番号	事業名	事業内容
1	環境美化活動	地域内道路（市道等）の除草、道路河川のごみ拾いやごみ持ち帰り運動等の環境美化活動を行う
2	ビオトープ調査研究	環境保全のために花や生き物が生息できるための適地の調査研究
3	地区内防犯パトロール	夏・年末の夜間パトロールおよび年間を通してのパトロールの実施
4	登校交通指導	児童の登校時間と通勤ラッシュと重なるため早朝登校指導
5	交通安全活動	駐在所員・地域交通安全協会役員との連携のもと、地区内の交通事故防止、横暴通行車両の削減
6	救命講習会	消防団・住民合同講習会
7	環境マップの作成	環境保全のためのマップ作成
8	集落排水事業の推進	糞尿処理、雑排水の河川放流を止め環境美化に努めるためにも、早期実現に向けての推進
9	環境保全の啓発活動	地区内の環境改善のための活動 バイオスタウンづくり、エネルギー循環型地域ふれあいタウンづくり
10	不法投棄防止パトロール	無造作に開発された団地の荒廃等による不法投棄防止のための巡回パトロール実施
11	ビオトープづくり	休耕田等を利用してホタルやメダカが生息する自然いっぱいの地域づくり

まちづくり計画施策一覧表

生活環境部会（NO.2）

一連番号	事業名	事業内容
1 2	ごみ減量リサイクル活動	家庭におけるごみ分別の徹底と適切な処理の促進をし、ごみを出さない意識づくりに努める
1 3	自主防災、危機管理の組織化	有事の際に、地区住民が迅速に対応できるための管理体制の確立（地域防災基地づくり）
1 4	防災訓練	確立された管理体制による訓練の実施
1 5	情報伝達網の確立	各地区への防災無線の設置
1 6	幹線道路の安全確保	車両通行量の激増に対応して、安心して通行できる道路環境を目指す
1 7	企業視察による改善策の提案	進出企業に対して、排水・空気汚染等監視体制の強化と改善策の提案
1 8	青色回転灯による安全活動	自主的な防犯活動を図ることを目的とした自主防犯パトロールを実施
1 9	水質浄化研究	企業排水、生活雑排水等による地区内河川の浄化促進
2 0	景観整備事業	花木の植栽運動等により住民の憩いの場を提供

花垣地区まちづくり計画

3. 教育文化部会

《テーマ：心豊かな人を育み、地域の文化を創る》

心豊かな生活を送るため、社会教育施設の整備充実や生涯学習、文化施設の整備充実を図ります。当地区においては、教育後援会活動のほか文化活動を行っています。地域に点在する多くの史跡名勝等文化財の発掘調査保存や伝統行事の振興等の取り組みを行います。

方針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 文化祭開催 2. 歴史研究会の立ち上げ 3. 家庭、地域における子供たちの健全育成 4. 地域の作品展	継続的な取り組み 9. 行事やスポーツを通じた青少年育成 12. 生涯学習の推進及びサークル活動の充実 13. 交流イベントへの参加	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進めたいこと)	5. 史跡等文化財の探索・整備保存・花垣マップの作成 6. 伝統行事の振興	継続的な取り組み 10. 行政区と校区を統一 14. 校区再編に伴う旧校舎活用の推進	継続的な取り組み
行政主体(要望)	7. 学校支援員の配置 8. 校区再編の実現	継続的な取り組み 11. 史跡を中心とした公園整備	継続的な取り組み

まちづくり計画施策一覧表

教育文化部会

一連番号	事業名	事業内容
1	文化祭開催	発表の場として、交流の場として開催
2	歴史研究会の立ち上げ	地区内の史跡名勝を探索することを目的とした研究会
3	家庭、地域における子供たちの健全育成	下校後、休日等における子供たちの安全な生活に向けての取り組み
4	地域の作品展	文化サークル活動の充実を図る
5	史跡等文化財の探索・整備 保存・花垣マップの作成	地域内に埋もれている史跡名勝を探索し、マップの作成や冊子で纏め伝える
6	伝統行事の振興	地域内の伝統的なまつり・行事の振興
7	学校支援員の配置	学校周辺環境整備及び子供たちの学校生活の支援や学校内外の巡視
8	校区再編の実現	児童数の減少による校区再編の早期実現に向けての取り組み
9	行事やスポーツを通しての 青少年育成	子供たちの健全育成のための活動
10	行政区と校区を統一	統一することによる自治会活動のスムーズな運営
11	史跡を中心とした公園整備	憩いの場としての公園整備
12	生涯学習の推進及びサークル活動の充実	文化サークル活動の充実を図るとともに、地域の環境・伝統文化・史跡等々誰もが参加できる研修講座の推進
13	交流イベントへの参加	文化サークル発表会等への参加による地域間交流
14	校区再編に伴う旧校舎活用の推進	校区再編による旧校舎の有効利用の推進

花垣地区まちづくり計画

4. 健康スポーツ部会

《テーマ：ふれあいをつくろう、元気な心と体 》

誰もが安心して生活し、より良い生涯を過ごすための健康づくりを推進します。生涯スポーツの推進、スポーツ活動を通して地区間交流の促進に努めます。

方 針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 地区体育祭 2. 球技大会 3. スポーツ交流イベント への参加 4. 地域スポーツ活性化事業 5. 健康づくり活動推進事業	継続的な取り組み	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進め たいこと)			
行政主体(要望)			

まちづくり計画施策一覧表

健康スポーツ部会

一連番号	事業名	事業内容
1	地区体育祭	スポーツを通してふれあいと親睦を図る
2	地区球技大会	地区対抗によるスポーツ交流事業
3	スポーツ交流イベントへの参加	市民スポーツフェスティバル等スポーツ交流イベントへの参加
4	地域スポーツ活性化事業	誰もが気軽に楽しめるスポーツ種目に取り組み、世代間交流を図る
5	健康づくり活動推進事業	健康食の集い、健康講座、健康ウォーキングを3本柱として、地域住民の「こころ」と「身体」の健康づくり事業を推進

花垣地区まちづくり計画

5. 福祉厚生部会

《テーマ：支え合い、参加する福祉文化を創る》

誰もが安心して生活し、より良い生涯を過ごすための支援活動を推進します。また、住民参加型の福祉社会を目指し、支え合い、参加する福祉文化の構築に努めます。

方針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 世代間交流の推進 (もの作り、民話、遊び の伝承) 2. いきいきサロンの充実 3. 子ども達の健全育成活動 4. 高齢者の安否確認	継続的な取り組み	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進め たいこと)	5. 健康相談コーナーの設置 (介護相談、栄養相談) 6. 子育て支援 7. 独居老人家庭への支援	継続的な取り組み 9 地域安心ネットワー ク づくり	継続的な取り組み
行政主体(要望)	8. いきいきサロン施設の改 築とサービス設備の 充実	継続的な取り組み 10. 福祉バス運行実現の 推進 11. 介護支援施設の建設 12. 高齢者子供が安心し て歩ける歩道の確保	継続的な取り組み

まちづくり計画施策一覧表

福祉厚生部会

一連番号	事業名	事業内容
1	世代間交流の推進	世代を超えた参加者によるイベントの実施により引きこもり等を無くし、高齢者の生きがいの場づくり
2	いきいきサロンの充実	高齢者の生きがい・交流の場づくり 花垣地区ふれあいの会（蘭若会・桂サロン・きらく会・しゃべらん会等）
3	子ども達の健全育成活動	安心して健やかな生活が送れ、地域の一員としての自覚を持他競られるような育成活動（スポーツ少年団・子ども会の活動等）
4	高齢者の安否確認	各地区民生委員中心に高齢者の安否確認
5	健康相談コーナー （介護相談・栄養相談）	健康状態を知り、元気に生活するための知識を得る
6	子育て支援	子育てに夢が感じられ、子育てを親が幸せと感じることのできる地域づくりの中での支援
7	独居老人家庭への支援	独居老人が家に閉じこもらない環境づくり、人と接する事の少ない人の安否確認の連絡手段を配布
8	いきいきサロン施設の改築とディサービス設備の充実	健康促進のための設備の充実、各地区にいつでも集えるサロンの場の設置
9	地域安心ネットワークづくり	日常人と接することの少ない高齢者等の安否確認のシステムなど安心して居住できるような対策を講じる
10	福祉バス運行実現の推進	高齢化率の高い地区住民が有効に利用できる福祉バスの運行による近隣への交通手段の確保
11	介護支援施設の建設	高齢者や障害者が、安心して生き生きと生活ができるための施設建設
12	高齢者子供が安心して歩ける歩道の確保	車両通行量の増加や多発する交通事故による巻き添えを防止するための歩道の確保

花垣地区まちづくり計画

6. 人権啓発部会

《テーマ：人権が尊重され、一人ひとりが成長するまちづくり》

全ての人がお互いの違いを認め合い、共に支え合い、参画できる社会の実現を目指します。

方針	短期課題	中期課題	長期課題
住民主体でまちづくり (地域でできること)	1. 人権講演会 2. 人権啓発先進地視察研修 3. 人権パネル展 4. 人権啓発ビデオフォーラム	継続的な取り組み 7. 人権啓発地区懇談会	継続的な取り組み
住民と行政との協働 (行政と連携して進めたいこと)	5. 環境に対する偏見を無くす取り組み	継続的な取り組み 6. 人材の育成	継続的な取り組み
行政主体(要望)			

まちづくり計画施策一覧表

人権啓発部会

一連番号	事業名	事業内容
1	人権講演会	講師を招いての講演・研修会開催 PTA共催の研修とする
2	人権啓発先進地視察研修	他地域の先進地視察により、人権に対する意識の向上を図る
3	人権パネル展	地元開催事業において、パネルにより人権意識の向上を図る
4	人権啓発ビデオフォーラム	ビデオによる人権・同和問題の研修
5	環境に対する偏見を無くす取り組み	産廃施設に対する現状把握と理解を深める施策
6	人材の育成	研修会の開催、他地域で開催の研修会へ参加派遣
7	人権啓発地区懇談会	一方通行的な講演会から参加型の懇談会への移行推進を図るための手段として、より小さな単位で話し合える場（地区懇談会）の実施

參考資料

花垣地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い花垣地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を花垣地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市予野9537番地の1 花垣地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は花垣地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 花垣地区に居住する住民
- (2) 自治会及び花垣地区住民で構成する団体
- (3) その他幹事会の承認を得た者

(役員等)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
会 計	1 名
監 事	2 名
理 事	若干名
事務局長	1 名

- 2 会長、副会長、理事及び監事は運営委員会、幹事会で推薦し総会において承認する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 協議会に参与を置くことができる。参与は、会長が任命して幹事会で承認を得るものとする。

(役員等の職務)

第8条 協議会の役員等の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 理事は、運営委員会に諮る事案の調整・検討をする。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 8 参与は、協議会業務について助言をすることができる。

(役員等の任期)

第9条 前条の役員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び幹事会(以下「会議」という。)とする。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第 12 条 総会は、役員及び実行委員会の部会員等をもって構成する。

2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は運営委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画

(2) 会長、副会長、監事、理事の承認及び会計、事務局長の任命同意

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、理事、公民館長、各自治会、各部会から選出された者及び幹事会において推薦された地区に居住する住民により構成する。

2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 会長は、運営委員会の議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。

6 運営委員会は、会長、副会長、理事、監事の推薦をする。

(実行委員会)

第 14 条 実行委員会は、地域まちづくり計画の策定や、総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施する。

2 実行委員会に次の部会を置く。

(1) 産業振興部会

(2) 生活環境部会

(3) 教育文化部会

(4) 健康スポーツ部会

(5) 福祉厚生部会

(6) 人権啓発部会

3 部会員は、各団体から選出された者及び各自治会から推薦された者により構成する。

4 部会には、部会長及び副部会長並びに広報担当を置く。

5 部会長及び副部会長並びに広報担当は、部会員の中から選出する。

- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 広報担当は、部会での活動状況を整理して事務局等に報告する。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に意見を求めることができる。

(幹事会)

- 第 15 条 幹事会は、会長、副会長、会計、理事、公民館長及び事務局長で構成する。
- 2 幹事会は、運営委員会に諮る事案の調整・検討をする。
 - 3 幹事会は、会長が招集する。
 - 4 幹事会は、会長、副会長、理事、監事の推薦をする。

(部会間の調整)

- 第 16 条 部会間の調整は運営委員会があたることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第 4 章 財務

(会計)

- 第 17 条 協議会の運営等に要する経費は、補助金、委託料、地区分担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 その他

(規約の変更)

- 第 18 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

- 第 19 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

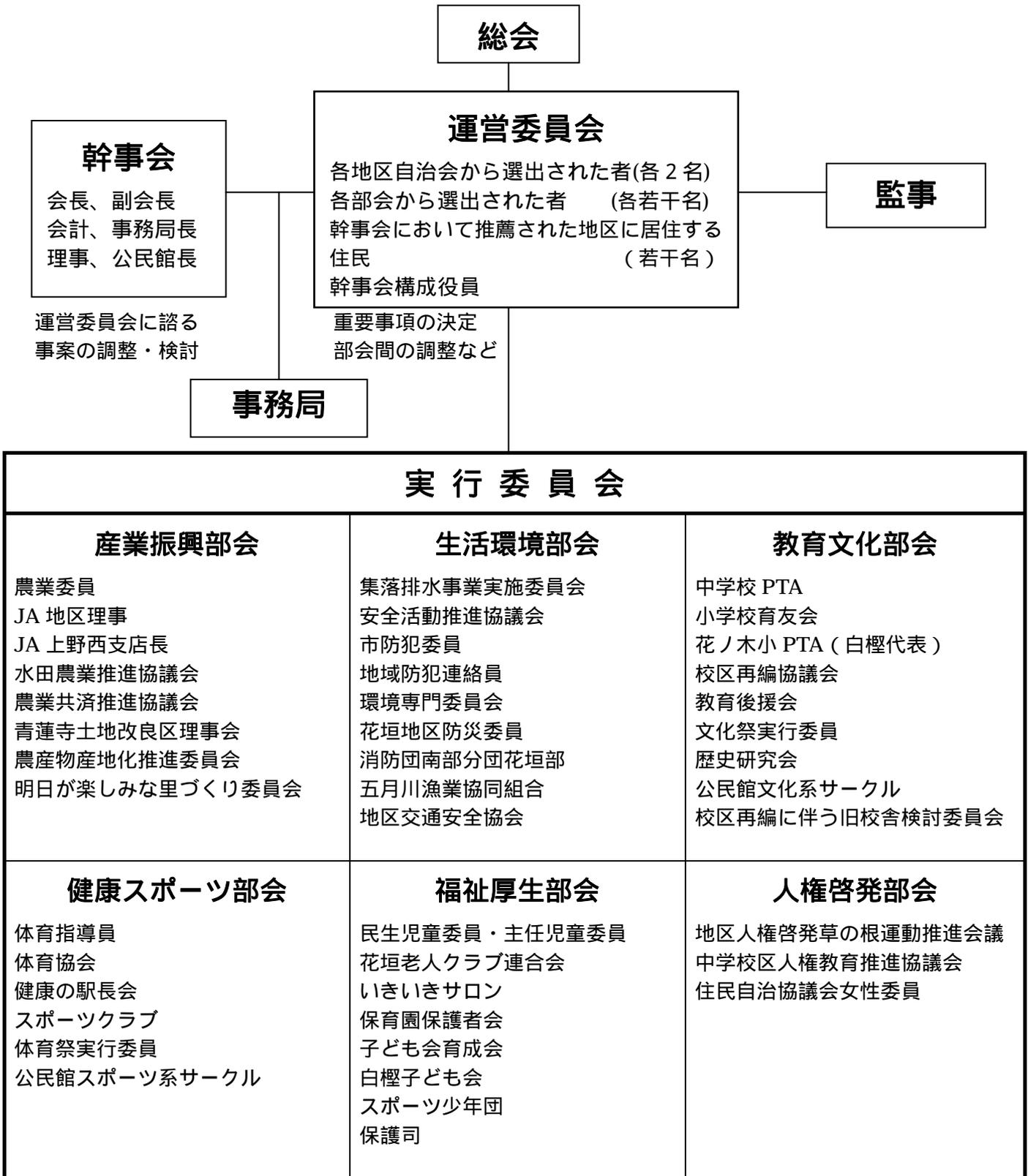
(規則等への委任)

- 第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

- 1 . この規約は、平成 17 年 4 月 12 日から施行する。
- 2 . 平成 17 年度の会計年度は、第 17 条の規定に拘らず、協議会設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 3 . この規約は、平成 19 年 4 月 26 日から一部改正して施行する。
- 4 . この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

花垣地区住民自治協議会組織図



< 実行委員会での注意点 >

- * 分野ごとに関係する団体が情報共有、連携、協力できるようにする。
- * 一つの部会として活動するのが困難な場合は、必要に応じて他の部会と統合する。
- * 独自の広報を発行する場合は、「広報部会」の設置を検討する。

花垣地区住民自治協議会役員・委員 一覧(平成22年度)

< 役 員 >

会 長	上田泰邦
副 会 長	裕井正直・奥 量之・東 博・杉森保公
会 計	窪田朱子
理 事	中島文明・富澤房吉・保田健一・中森厚志・森中喬章 南 正祝・松田美忠・上島文雄・高村 傑・今森眞知子 高田美恵子・山岡和代
事務局長	奥 秀雄

< 運営委員 > (は部会長・ は副部会長)

区 選 出	上田泰邦・裕井正直・奥 量之・東 博・杉森保公 住田宏次・井上康秀・勝村恵治・山邊政輝・中川敏夫
産業振興部会	富澤房吉・松田美忠・上田孝嘉・光岡菊郎
生活環境部会	中島文明・奥田 久・上島文雄・保田秀一
教育文化部会	保田健一・奥中宏実・窪田朱子・東浦 浩
健康スポーツ部会	中森厚志・高村 傑・大北 薫・上窪豊美
福祉厚生部会	森中喬章・今森眞知子・高村 豪・高田美恵子
人権啓発部会	南 正祝・大垣順子・山岡和代

< 監 事 >

向中正明・向出 恒

< 参 与 >

馬場登代光

< 事務局 >

奥 秀雄・藤森威樹・的場正美